

意見書(中間)

平成30年4月12日

東御市温泉施設運営懇話会

1 共通半年利用券について

半年利用券利用者と、1回利用券・回数券利用者とは、利用1回あたりの負担額に大きな差があるため、公正・公平な負担の平準化に取り組む必要がある。

【附帯意見】

- ・近隣類似施設とのバランスから、1回利用券及び回数券の単価は妥当と考える。
- ・半年利用券は利用頻度の多寡により、1回あたりの利用単価が著しく安価となる状況から、料金の改定が必要であると考え。なお、料金設定には住民サービス並びに住民福祉の観点から、値上げ幅・改定時期・具体的改定方法等について、現利用者に十分に配慮するとともに、激変緩和措置が必要であると考え。
- また、半年利用券の料金改定後の販売状況によっては、半年利用券の廃止も考えるべきである。
- ・これまでも相当な経営努力があることは伺えるが、料金改定に際しては、指定管理料の算定方法の変更などの発想の転換や、より一層の経営の効率化が必要である。

2 ゆうふる tanaka について

近隣により機能の充実した類似施設が存在する状況と、ゆうふる tanaka の経営状況に鑑み、収益性の低いプール機能については、廃止を検討すべきである。

一方、ジムスタジオ機能の利用が盛況な状況を見ると、市民の健康増進のための施設として拡充することが有効であると考え、費用対効果の視点から、十分な検討が必要である。

【附帯意見】

- ・プールの廃止にあたっては、現利用者を他の類似施設へ移行いただくための具体的な措置が必要と考える。
- ・プールエリア廃止後の利活用については、健康づくりを目的とした施設利用を念頭に関係者と十分な協議が必要である。

3 温泉施設全般について

温泉4施設には、公共の福祉の増進という共通の目的のほかに、健康づくり、交流、憩いの場などのそれぞれの施設の設置目的があることから、今後もその特徴を活かして経営を存続する必要がある。ただし、更なる経営の効率化を図り、施設運営に取り組むべきである。

【附帯意見】

- ・温泉施設には、福祉や交流、憩い、健康づくり等の場として、無形の価値があると考え。
- ・魅力やサービス向上による売上増加、休館日や開館時間の見直し、事業やコストの再点検による経費削減への取り組みが必要である。
- ・経費や修繕費が更に増大していくようであれば、施設のあり方や存続自体を再検討する必要がある。